

2022年2月14日

各位

会社名 株式会社 ひらまつ  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 遠藤 久  
(コード番号 2764 東証一部)  
問合せ先 取締役 CFO 北島 英樹  
(TEL: 03 - 5793 - 8818)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2022年3月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 664,500株
(3) 処分価額	1株につき195円
(4) 処分総額	129,577,500円
(5) 処分予定先	当社の従業員 382名 664,500株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年7月16日開催の当社取締役会において、当社の従業員に対し、継続的な勤務を促し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。

本日、当社取締役会により、譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員(以下、「割当対象者」といいます。)382名に対し、金銭報酬債権合計129,577,500円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式664,500株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」といいます。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は、譲渡制限期間の異なる2種類のプラン(以下、譲渡制限期間が2022年3月24日~2024年3月31日のプランを「譲渡制限付株式報酬I」、譲渡制限期間が2022年3月24日~2025年3月31日のプランを「譲渡制限付株式

報酬Ⅱ」といいます。)で構成されます。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

譲渡制限付株式報酬のプラン	譲渡制限期間
譲渡制限付株式報酬Ⅰ	2022年3月24日～2024年3月31日
譲渡制限付株式報酬Ⅱ	2022年3月24日～2025年3月31日

上記に定める譲渡制限期間(以下、譲渡制限付株式報酬Ⅰの譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅰ」、譲渡制限付株式報酬Ⅱの譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅱ」といいます。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、譲渡制限付株式報酬Ⅰとして割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅰ」、譲渡制限付株式報酬Ⅱとして割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅱ」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」といいます。)

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡが満了する前に当社の取締役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰ又はⅡを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰ又はⅡのうち、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡがそれぞれ満了した時点(以下、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点を「期間満了時点Ⅰ」、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点を「期間満了時点Ⅱ」といいます。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰ又はⅡのそれぞれの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡ中、継続して、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰ又はⅡをもって、当該時点Ⅰ又はⅡにおいて割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ又はⅡのそれぞれ全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡが満了する前に当社の取締役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社は当該それぞれの時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ又はⅡのそれぞれ全部につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

#### ④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ又はⅡについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ又はⅡを当該口座に保管・維持するものといたします。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ又はⅡのそれぞれ全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2022年2月10日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である195円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上